明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（農林水産九）　一
〔告　示〕
○新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準の一部を改正する件（厚生労働・経済産業・環境一）　二
○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（農林水産四五五）　四
○特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件（同四五六）　五
○肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件の一部を改正する件（同四五七）　六
○肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件の一部を改正する件（同四五八）　七
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二五）　一三
○輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件（同二六）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
弁理士登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

農林水産省令第九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月六日

農林水産大臣　齋藤　健

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（指定配合肥料） **第一条**　肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料のうち次の各号に掲げる普通肥料以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、その正味重量が十キログラム以下のものをいう。以下同じ。）にあつては、第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。 一　次に掲げる普通肥料のいずれかを原料の一つとして配合した普通肥料 イ～ニ　（略） ホ　牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ。）を原料として生産された普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。） 二～四　（略）	（指定配合肥料） **第一条**　肥料取締法（以下「法」という。）第四条第一項ただし書の農林水産省令で定める普通肥料は、専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料のうち次の各号に掲げる普通肥料以外のもの（家庭園芸用肥料（当該肥料の容器又は包装の外部に、農林水産大臣が定めるところにより、その用途が専ら家庭園芸用である旨を表示したもので、かつ、その正味重量が十キログラム以下のものをいう。以下同じ。）にあつては、第一号から第三号までに掲げる普通肥料以外のもの）とする。 一　次に掲げる普通肥料のいずれかを原料の一つとして配合した普通肥料 イ～ニ　（略） ホ　牛由来の原料を原料として生産された普通肥料（牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため、農林水産大臣が定めるところにより、当該摂取の防止に効果があると認められる材料（農林水産大臣が指定するものに限る。）若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工その他必要な措置が行われたものを除く。） 二～四　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月五日から施行する。